

**平成15年度 事前評価書**

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>施 策 名</b>         | 中小企業の研究開発成果の事業化支援  |
| <b>1. 施策の目的</b>      | （ 問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。<br>施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。）   |
|                      | 新規事業・雇用の創出を促進し、活力ある我が国経済を実現するには、産業の核となる新たな技術を生み出すことが不可欠であり、技術革新を一層強力に進めることが必要である。<br>このため、中小企業が経済・社会ニーズに即応して様々な事業や雇創出するよう、技術開発活動を促進し、製品の高付加価値化、新分野進出、新規事業化を図ることを目的とする。 |
| <b>2. 施策の必要性</b>     | （ 国民や社会のニーズ、 より上位の行政目的に照らした妥当性、 公益性・市場の失敗、 官民の役割分担、 国と地方の役割分担、 民営化・外部委託の可否、 緊要性の有無、 他の類似施策、 廃止・休止の可否 < 継続 > ）  |
| <b>&lt; 背景 &gt;</b>  | 我が国経済の活力の源泉であり、新規産業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業は、新規事業のための優れたアイデアを持っていながら、資金不足、技術力不足、設備の脆弱性等により、それを十分生かせていないのが現状である。                |
| <b>【参考データ】</b>       |  |
| <b>・資金不足</b>         | 平成12年度版中小企業の動向に関する年次報告p32「中小企業の借入依存度は53%であり、大企業の31%と比べると資金不足であると推定」<br>平成12年度版中小企業の動向に関する年次報告p50：企業経営上の課題として「資金調達、債務保証」を挙げた企業が26%）                                     |
| <b>・技術力不足</b>        | 公設試への技術相談：東京都立産業技術研究所 12,000件 / 年<br>神奈川県産業技術総合研究所 6,000件 / 年など）   |
| <b>・設備の脆弱性</b>       | 公設試での設備使用、開放試験室利用、依頼試験の件数：約67,000件 / 年（東京都産業技術研究所、神奈川県産業技術総合研究所データより）<br>平成12年度版中小企業の動向に関する年次報告付属統計資料p24：製造業の設備投資によれば、300人未満の中小企業の投資額は、大企業の3分の2程度）等                    |
| <b>&lt; 必要性 &gt;</b> | 中小企業は、新規事業のための優れたアイデアを持ちながらも、人材、設備、資金の脆弱性から、独力でそのアイデアを事業化まで結びつけることが十分に出来ない状況にある。このため、中小企業が市場において十分に競争力を発揮し、新規事業・雇用の創出を促進し、もっ   |

て、我が国経済に活力を与えるため、中小企業が行う技術研究開発、または地域活性化のために都道府県が行う中小企業の技術研究開発助成などの取り組みに国が関与する必要がある。

<閣議決定等上位の政策決定>

**3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など**

(コスト、これまで達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期、目標達成状況に影響しうる外部要因等)

**(0) 施策の概要**

説明

大学、公設試等と様々な形で中小企業等が連携しながら行う実用化・事業化につながる技術開発を支援するため、新重点分野の一つである「人間力の向上・発揮」に位置づけられている「科学技術」の「民間主導による産学官連携に重点」に合致するものである。

事後評価時期：平成15年度

**(1) 創造技術研究開発事業(予算:補助事業)**

説明

中小企業の技術研究開発を促進し、その研究開発成果の事業化・商品化及び成果の普及を図るため、高い技術開発力(事業化可能性のある新規性・独創性のある研究開発)を有する中小企業者に対し研究開発等に要する経費の一部を国が補助(補助率:国1/2)する。

目標(目指す結果、効果)

交付を受けた中小企業の研究開発成果の事業化率の向上

(研究開発終了後 3～5年後の事業化率35%)

・事業化件数目標:約60件 (15年度採択予定件数約170件中)

指標

交付を受けた中小企業の研究開発成果の事業化率、事業化件数

・平成8～12年度採択企業の平均事業化率：28.0% (平成14年5月調査)  
(246件中69件事業化)

・採択率：平成14年度採択率：23.2% (交付件数148件)

<共通指標>

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

|         | 論文数 | 論文の被引用度数 | 特許件数<br>(出願を含む) | 特許権の実施件数 | ライセンス供与数 | 取得ライセンス料 | 国際標準への寄与 |
|---------|-----|----------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 平成8～12年 | 0   | 0        | 31              | 0        | 0        | 0        | 0        |

|                   |   |   |       |   |   |   |   |
|-------------------|---|---|-------|---|---|---|---|
| 度                 |   |   | (101) |   |   |   |   |
| 平成13<br>~14年<br>度 | 0 | 0 | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |

上記表中、「0」部分は未調査  
特許件数には、意匠権、実用新案権等を含む

モニタリング方法

補助事業者から毎年度、5年間提出される企業化等報告書により、事業化状況等について把握する。

目標達成時期 : 平成16年度

中間評価(事業単位)時期 : 平成15年度

事後評価(事業単位)時期 : 平成17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項: なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か: 非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連: なし

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

| 開始年度          | 終了年度          | 事業実施主体        | 主な対象者         |                |
|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 平成12年度        | 平成16年度        | 中小企業者等        |               |                |
| H15FY予算額      | H14FY予算額      | H13FY予算額      | 総予算額          | 総執行額           |
| 3,021,900[千円] | 2,919,000[千円] | 2,079,000[千円] | 5,919,375[千円] | 4,389,400 [千円] |

(平成12年度からの合計)

予算費目名: < 一般 >

- (項) 中小企業対策費
- (大事項) 中小企業の経営支援に必要な経費
- (中事項) 中小企業経営資源強化対策
- (小事項) 中小企業経営資源強化対策費補助
- (目) 中小企業経営支援対策費補助金
- (目細) 中小企業経営革新等対策費補助金

**(1)-2 創造技術研究開発事業(予算:補助事業) <14年度補正>**

説明

現下の厳しい経済情勢の下では、資金繰りの観点から優れた技術シーズを実用化に結びつけられていない中小企業が多数存在していることから、「改革加速プログラム」に基づき、緊急に推進すべき対策として、大学等からの技術支援を受けて研究開発を行う中小企業の研究開発成果の事業化・商品化及び成果の普及を図るため、高い技術開発力(事業化に直結する新規性・独創性のある研究開発)を有する中小企業者に対し研究開発等に要する経費の一部を国が補助する。

目標(目指す結果、効果)

交付を受けた中小企業の研究開発成果の事業化率の向上

(研究開発終了後 3～5年後の事業化率35%)

・事業化件数目標:約30件 (採択件数89件中)

指標

交付を受けた中小企業の研究開発成果の事業化率、事業化件数

・採択率 :19.2% (交付件数 89件)

< 共通指標 >

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

|      | 論文数 | 論文の<br>被引用度数 | 特許件数<br>(出願を含む) | 特許権の<br>実施件数 | ライセンス<br>供与数 | 取得<br>ライセンス料 | 国際標準<br>への寄与 |
|------|-----|--------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 14年度 | 0   | 0            | 0               | 0            | 0            | 0            | 0            |

上記表中、「0」部分は未調査

モニタリング方法

補助事業者から毎年度、5年間提出される企業化等報告書により、事業化状況等について把握する。

目標達成時期 : 平成21年度

中間評価(事業単位)時期 : なし

事後評価(事業単位)時期 : 平成16年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項: なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か: 非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連: なし

< 予算額等 >

| 事業開始年度 | 補助率   |  | H14FY補正予算額    |  |
|--------|-------|--|---------------|--|
| 平成14年度 | 2 / 3 |  | 2,240,000[千円] |  |

予算費目名: < 一般 >

- (項) 中小企業対策費
- (大事項) 中小企業の経営支援に必要な経費
- (中事項) 中小企業経営資源強化対策
- (小事項) 中小企業経営資源強化対策費補助
- (目) 中小企業経営支援対策費補助金
- (目細) 創造技術研究開発費補助金

(2) 地域活性化創造技術研究開発事業(予算:補助事業)

説明:

各都道府県が、中小企業創造活動促進法に基づき認定した中小企業の研究開発等事業を促進し、その研究開発成果の事業化・商品化及び成果の普及を図るため、高い技術力を有する中小企業者に対し研究開発に要する経費の一部を国が補助(補助率:国1/3、都道府県1/3)する。

目標(目指す結果、効果):

交付を受けた中小企業の研究開発成果の事業化率の向上

(研究開発終了後 3～5年後の事業化率30%)

指標:

・平成8～12年度採択企業の平均事業化率 : 24.4% (平成14年5月調査)

・平成14年度採択率 : 31.9% (交付件数 433件)

・利用者の満足度: 85.1% (平成14年5月調査)

< 共通指標 >

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

|                   | 論文数 | 論文の<br>被引用度数 | 特許件数<br>(出願を含む) | 特許権の<br>実施件数 | ライセンス<br>供与数 | 取得<br>ライセンス料 | 国際標準<br>への寄与 |
|-------------------|-----|--------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成8<br>～12年<br>度  | 0   | 0            | 168<br>(662)    | 0            | 0            | 0            | 0            |
| 平成13<br>～14年<br>度 | 0   | 0            | 0               | 0            | 0            | 0            | 0            |

上記表中、「0」部分は未調査  
特許件数には、意匠権、実用新案権等を含む

モニタリング方法:

間接補助事業者から毎年度、5年間提出される企業化等報告書により、事業化状況等について把握する。

目標達成時期 : 平成15年度

中間評価(事業単位)時期 : 平成14年度

事後評価(事業単位)時期 : 平成16年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項: なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か: 非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連: なし

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

| 開始年度   | 終了年度   | 事業実施主体 | 主な対象者             |
|--------|--------|--------|-------------------|
| 平成11年度 | 平成15年度 | 都道府県   | 中小企業創造活動促進法認定事業者等 |

|                 |               |               |                |               |
|-----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>H15FY予算額</b> | H14FY予算額      | H13FY予算額      | 総予算額           | 総執行額          |
| 1,628,563[千円]   | 2,036,236[千円] | 2,702,061[千円] | 11,366,212[千円] | 8,888,646[千円] |

(平成11年度からの合計)

予算費目名: < 一般 >

- (項) 中小企業対策費
- (大事項) 中小企業の経営支援に必要な経費
- (中事項) 中小企業経営資源強化対策
- (小事項) 中小企業経営資源強化対策費補助
- (目) 中小企業活性化補助金
- (目細) 中小企業経営資源強化対策費補助金

**(3)中小企業技術開発産学官連携促進事業(予算: 補助事業)**

説明

公設試験研究機関(地方自治体に所属)と中小企業による産学官共同研究を実施することにより、中小企業単独では解決が困難な技術的問題等を効果的に研究開発し、中小企業の技術力向上を図るとともに技術開発成果の普及促進を図る。本事業は、国からの1/2の補助金を受け、地方自治体が1/2を負担し実施する。

目標(目指す結果、効果);研究開発終了後 3~5年後の事業化率30%以上

指標

- ・事業化率、技術移転した中小企業の事業化割合
- ・事業化数: 31件(14年8月現在)
- ・採択率

(平成14年度採択テーマ115件)

< 共通指標 >

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

|       | 論文数 | 論文の被引用度数 | 特許件数(出願を含む) | 特許権の実施件数 | ライセンス供与数 | 取得ライセンス料 | 国際標準への寄与 |
|-------|-----|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| ~14年度 | 130 | 34       | 21          | 19       | 0        | 0        | 0        |

上記表中、「0」部分は未調査

モニタリング方法; 事業実施者から、毎年度事業化状況等について報告。

目標達成時期; 平成20年度

中間評価(事業単位)時期; 平成16年度

事後評価(事業単位)時期; 平成17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項： なし  
 政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か： 非対象  
 行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連： なし

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

| 開始年度         | 終了年度         | 事業実施主体       | 主な対象者          |                |
|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成12年度       | 平成16年度       | 地方自治体        | 公設試験研究機関・中小企業  |                |
| H15FY予算額     | H14FY予算額     | H13FY予算額     | 総予算額           | 総執行額           |
| 351,043 [千円] | 505,201 [千円] | 936,459 [千円] | 2,378,119 [千円] | 2,005,698 [千円] |

予算費目名： < 一般 >

- (項) 中小企業対策費
- (大事項) 中小企業の経営支援に必要な経費
- (中事項) 中小企業経営資源強化対策
- (小事項) 中小企業経営資源強化対策費補助
- (目) 中小企業活性化補助金
- (目細) 中小企業経営資源強化対策費補助金

#### (4) 課題対応技術革新促進事業(予算:補助事業)

説明

関係省庁と連携し、経済・社会ニーズに即応した技術開発課題を提示して公募し、外部評価委員会が、国の提示する技術開発課題との整合性、技術の新規性・独創性、技術目標の妥当性等の技術評価、市場性、市場競争力、採算性等の観点から事業評価を行い、テーマを選定する。この研究調査・研究開発を、中小企業総合事業団から中小ベンチャー企業等に委託する。中小企業総合事業団への補助率は定額。

また、その研究成果は成果普及発表会等により広く中小企業に普及させる。

目標

研究開発終了後3～5年後の事業化率35%

指標

研究開発事業の事業化率(平成11～12年度研究開発事業の事業化率33.8%)

- ・特許等取得件数
- ・利用者満足度 (未調査)
- ・成果発表会等への出席者数(平成13年度:1318名)  
(平成14年度:1245名)

< 共通指標 >

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

| 論文数 | 論文の被引用度数 | 特許件数(出願を含む) | 特許権の実施件数 | ライセンス供与数 | 取得ライセンス料 | 国際標準への寄与 |
|-----|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
|     |          |             |          |          |          |          |

|       |   |   |             |   |   |   |   |
|-------|---|---|-------------|---|---|---|---|
| ~14年度 | 0 | 0 | 26<br>(118) | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|---|---|-------------|---|---|---|---|

上記表中、「0」部分は未調査  
特許件数には、意匠権、実用新案権等を含む

モニタリング方法:事業実施者から、毎年度事業化状況について報告

目標達成時期:平成15年度

事後評価(事業単位)時期:平成15年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項:なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か: 非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連:

中小企業総合事業団の独立行政法人化に伴い、制度の見直しがあり得る。

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

|                 |               |               |                |               |
|-----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 開始年度            | 終了年度          | 事業実施主体        | 主な対象者          |               |
| 平成11年度          | 平成15年度        | 中小企業総合事業団     | 中小企業事業者        |               |
| <b>H15FY予算額</b> | H14FY予算額      | H13FY予算額      | 総予算額           | 総執行額          |
| 1,904,776[千円]   | 2,838,529[千円] | 3,158,404[千円] | 10,717,483[千円] | 8,651,913[千円] |

(平成11年度からの合計)

予算費目名: < 一般 >

(項) 中小企業対策費

(大事項) 中小企業総合事業団の事業運営に必要な経費

(目) 中小企業総合事業団補助金

うち 課題対応技術革新促進事業

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

|                 |             |               |               |               |
|-----------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 開始年度            | 終了年度        | 事業実施主体        | 主な対象者         |               |
| 平成13年度          | 平成17年度      | 中小企業総合事業団     | 中小企業事業者       |               |
| <b>H15FY予算額</b> | H14FY予算額    | H13FY予算額      | 総予算額          | 総執行額          |
| 703,412[千円]     | 843,310[千円] | 1,222,608[千円] | 2,065,918[千円] | 1,726,276[千円] |

(平成13年度からの合計)

予算費目名: < 特別会計 >

(項) エネルギー需給構造高度化対策費

(目) エネルギー使用合理化等技術改善費補助金

(積算内訳) エネルギー使用合理化等技術改善事業

#### (5) 機械類信用特例保険事業(予算:補給金事業)

説明:

中小企業創造活動促進法の認定事業者が、研究開発等事業を実施する上で必要となる機械等をリース契約、割賦販売契約する場合に、中小企業総合事業団と保険契約者があ



らかじめ包括保険契約を結ぶとともに、通常よりも保険料率を低く設定することとし、この際に、保険契約者から徴収する保険料と保険設計上必要となる保険料との差額について、国から特例保険を引き受ける中小企業総合事業団に補給金として交付する。

目標(目指す結果、効果)：

制度利用者の保険開始後3年後における事業化率；30%

指標：

・制度利用者の保険開始後3年後における事業化率

(H8～H11年度の制度利用者の平均事業化率 22%)

・利用件数・利用者の満足度

現状値(H13.7 H8～H11年度の保険契約者に対する調査)

制度利用件数 117件

制度利用者の満足度 68%

モニタリング方法：

保険契約者に対して、毎年事業化状況について調査をする。

調査方法：アンケート又はヒアリング

目標達成時期：平成17年度

事後評価時期：平成17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項：なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か：非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連：

中小企業総合事業団の独立行政法人化に伴う制度の見直しにより、15年度以降の新規引受停止。

< 予算額等 > 総予算額及び総執行額は平成14年度までの累計額

| 開始年度       | 終了年度        | 事業実施主体      | 主な対象者            |             |
|------------|-------------|-------------|------------------|-------------|
| 平成8年度      | 平成15年度      | 中小企業総合事業団   | 中小企業創造活動促進法認定事業者 |             |
| H15FY予算額   | H14FY予算額    | H13FY予算額    | 総予算額             | 総執行額        |
| 31,882[千円] | 103,967[千円] | 138,678[千円] | 554,612[千円]      | 238,554[千円] |

予算費目名：<一般>

(項) 中小企業対策費

(大事項) 中小企業経営支援に必要な経費

(中事項) 中小企業機械類導入円滑化対策

(目) 機械類信用特例保険補給金

**(6) 中小企業大学発事業創出実用化研究開発事業(予算:補助事業) <新規>**

説明；

企業と大学等が連携して行う、大学の研究成果を活用した事業化可能性探索のためのシーズ調査(F/S)及び研究開発について、企業側が研究資金の一部を拠出し、事業化計画を作成すること、またTLOにおける研究及び事業化のマネジメント体制が確保されていること等を要件として、補助金(補助率2/3)を交付し、技術移転による事業化を促す。

目標(目指す結果、効果)；

大学研究成果の実用化を目指した産学共同研究を促進し、大学発ベンチャーの創出拡

大を図る。また、大学研究成果が将来独立行政法人化後において、「機関管理」することを予定していることに鑑み、大学と一体となっている研究開発管理者（TLO やインキュベータ）の研究成果の管理能力向上をも狙っている。

指標；

本事業による助成により事業化に至った件数。（目標48件）

< 共通指標 >

- a. 論文数及びそれら論文の被引用度数
- b. 特許等所得した知的所有権数、それらの実施状況
- c. 特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
- d. 国際標準形成への寄与

新規事業のため実績なし

モニタリング方法；

補助事業完了後5年間、事業化状況報告書により過去1年間の事業化状況について把握し、本事業の有用性をモニタリングする。

目標達成時期； 平成18年度

中間評価(事業単位)時期； 平成16年度

事後評価(事業単位)時期； 平成19年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項；なし

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か；非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連；なし

< 予算額等 >

| 開始年度         | 終了年度     | 事業実施主体   | 主な対象者           |           |
|--------------|----------|----------|-----------------|-----------|
| 平成15年度       | 平成18年度   | 大学及び民間企業 | 技術移転を扱う組織(TLO等) |           |
| H15FY予算額     | H14FY予算額 | H13FY予算額 | 総予算額            | 総執行額(見込み) |
| 432,377 [千円] | - [千円]   | - [千円]   | [千円]            | [千円]      |

予算費目名:(項) 中小企業新技術振興費  
 (大事項) 中小企業新技術研究開発の推進に必要な経費  
 (中事項) 中小企業産業技術研究開発  
 (目細) 新エネルギー・産業技術総合開発機構研究開発等事業費補助金  
 (積算内訳) 中小企業産業技術研究開発事業費  
 (積算テーマ) 中小企業大学等事業創出実用化開発事業

**4. 有識者、ユーザー等の各種意見** (各種政府決定等との関係、会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。)

**(1) 創造技術研究開発事業**

- ・補助金を受ける企業は、優れた技術開発ほどリスクを背負ってやるものが多い。  
(H13.3 審査委員)
- ・開発の初期投資負担が軽減された。(H13.6 補助事業者)
- ・販売先との信頼が拡大した。(H13.6 補助事業者)

**(2) 地域活性化創造技術研究開発事業**

- ・潜在的な優良企業を発掘するためのツールとして評価。(H13.6 都道府県担当者)
- ・全社的に新製品開発の意欲が沸いた。(H13.6 間接補助事業者)
- ・売上には未だ反映していないが研究が進んでいる。(H13.6 間接補助事業者)

### (3) 中小企業技術開発産学官連携促進事業

- ・公設試が県単独の予算をもちより、共同研究等の連携を図ることの必要性は十分認識しているが、予算、施策等それぞれ都県の事情があり、短期的に連携することは難しい。国主導の予算で方向性を示し、実行していくことが重要である。(千葉県機械金属試験場長)
- ・この制度に見合う金額の県単独事業は、財政上非常に困難であり、当該制度を利用した研究開発の実施が必要である。(富山県工業技術センター次長)

### (4) 課題対応技術革新促進事業

- ・中小企業が現状を打破するために、新技術・商品の開発、新事業への進出が必要になるが、当該補助金の意義は大きい。(H13.6 補助事業者)

### (5) 機械類信用特例保険事業

- ・低金利で返済期間が長かったので良かった。(H13.7 保険契約者)
- ・設備を購入することなく、最新の設備をリースで導入できた。技術革新が早い分野のため、設備購入は重荷になる。(H13.7 保険契約者)
- ・リース会社のリスク分散に貢献した。(H13.1 リース会社)

### (6) 中小企業大学発事業創出実用化研究開発事業

平成13年5月25日付け「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」(いわゆる平沼プラン)において「学」から「産」への早急な技術移転、平成14年4月25日付け「産学連携推進小委員会」(最終とりまとめ案)において、TLO等を活用した産学共同研究の推進、産学の交流の促進が指摘されており、また、平成14年6月3日付け「経済活性化戦略」(第2平沼プラン)において、文部科学省、経済産業省は大学発のベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点からマッチング事業等を推進するとしている。特に我が国の経済を支える基盤である中小企業の役割は重要視されており、総合科学技術会議産学連携プロジェクト「産学官連携の基本的考え方と推進方策」において「中小企業等と、大学等の研究者・研究部門との効果的な結合を可能とする交流網を構築し、その活用を図るとともに、中小企業を中心とした産学官連携による技術開発への積極的支援策を全国的に推進する。」とされている。

**5. 有効性、効率性等の評価** (手段の適正性、効果とコストに関する分析(効率性)(特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果)、受益者負担)

(1)～(5)

#### 手段の適正性

##### 1) 本事業を実施しない場合

- ・メリット: 特になし
- ・デメリット: 中小企業の資金不足、技術力不足、設備の脆弱性等により、自社の優れた技術

を十分生かせず、新規産業・雇用創出が困難であり、我が国経済の発展が鈍化する。

## 2) 本事業を実施する場合

・メリット: 中小企業の優れた技術を生かし、経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことで、雇用創出や新事業の創出が活発化され、我が国産業の活性化に結びつく。

・デメリット: 特になし。

## 効果とコストに関する分析

地域企業による実用化技術開発について、過去の実績に基づき92億円の予算を投入した場合の経済効果を試算したところ、短期的な民間需要創出効果は167億円、誘発就業者数1,990人となり、事業終了後5年後のサプライサイドの効果として生産額570億円、誘発就業者数5,530人の経済波及効果が見込まれる。

(算出根拠)

### 【短期的民間需要創出効果】

実用化技術開発事業の平成14年度予算92億円から、下記及びの合計で算出。

補助事業の場合: 予算額 ÷ 補助率 (補助率1/2なら、予算額の2倍)

創造技術研究開発事業: 29.19億 (補助率1/2) 58.38億

地域活性化創造技術研究開発事業: 20.36億 (補助率1/3) 61.08億

中小企業技術開発産学官連携促進事業: 5.05億 (補助率1/2) 10.1億

委託事業・補給金事業の場合: 予算額

課題対応技術革新促進事業: 一般枠 28.38億 (定額)

石特枠 8.43億 (定額)

機械類信用特例保険事業: 1.04億 (定額)

58.38億 + 61.08億 + 10.1億 + 28.38億 + 8.43億 + 1.04億 167億

### 【短期的誘発事業者数】

短期的民間需要創出効果に11.9人/億円(教育・研究開発部門の需要1億円あたり

誘発就業者数: 産業連関表より試算)を掛けたもの  $167 \times 11.9$  1,990人

### 【5年後の生産額】

投入予算額に2.66(1000億円投入の基準ケース[5年後に約2660億円]より引用)を掛ける。

産業クラスター計画対象企業に予算が投入された場合、過去の実績より事業化成功率が通常の概ね3倍となることから、仮に対象企業のうち2/3に予算A億円が投入されるとした場合の「技術開発の成果の事業化に伴う経済効果」を算出すると、

$(A \times 1/3 + A \times 2/3 \times 3) = 2.33A$ となるので、この係数をに掛けると、  
 $92億 \times 2.66 \times 2.33$  570億

### 【5年後の誘発事業者数】

5年後の生産額に、9.7人/億円(製造部門の需要1億円あたり誘発就業者数: 産業連関表より試算)を掛けたもの  $570 \times 9.7$  5530人

## (6) 中小企業大学発事業創出実用化研究開発事業

手段の適正性

大学の教官及び技術シーズと強固なネットワークを有するTLO等の技術移転機関を活用することを通じ、事業開拓に必要な技術シーズの調査を中小企業が円滑に実施することは、資金的に困難であるため、国が経費の一部を補助し、政策誘導を行うことは適正である。

#### 効果とコストに関する分析

実用化を目指した産学共同研究を支援することにより、中小企業の研究開発に係る人的・金銭的負担を軽減し、研究開発を行う大学と事業化を行う中小企業が連携して「死の谷」を克服すべくチャレンジする活動を支援とする。中小企業にとって「敷居が高い」と考えられている大学について、技術移転機関の全国的ネットワークを利用することにより、大学等とのより緊密な関係を構築することを期待するとともに、大学との共同研究等による連携の推進を図り、中小企業の事業の効率化及び活性化を促進する。